

平成30年12月18日

発 言 者	発 言 要 旨
阿部(昇)委員 高校教育課長	<p>SNS等を活用した相談体制構築事業の現状及び高校との連携状況はどうか。</p> <p>高校生によるインターネット上の誹謗中傷は、表面化しにくいのが現状である。文部科学省による「児童生徒の問題行動等調査」の「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされた」割合について、本県の県立高校では、いじめの認知件数全体から見た構成比で、平成28年度調査で10.5%、29年度調査では16.4%と、5.9ポイント上昇している。</p> <p>国の事業として、いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制構築事業の準備に係る経費補助事業が始まったため、県でも国からの補助を受けながら、現状に対する対応策として、SNS等を活用した相談体制として、通報システムを構築した。これは、重大事案につながりかねない事案の早期解決やいじめ等の発生リスクの軽減を図ることを目的としており、実施期間は11月1日から1月31日までの3か月間で、県立高校4校、約1,800人の生徒を対象としている。</p>
阿部(昇)委員 高校教育課長	<p>この3か月間はモデル事業としての実施なのか。また、試行4校と県教育委員会との連携状況や、他校における対応状況も含めた現状はどうか。</p> <p>SNS等を通じて生徒が情報を提供し、業者が受け取ることになるが、情報のやり取りについては、3つのパターンがある。</p> <p>1つ目は、自殺の示唆等、事件や事故の可能性が高いと判断される場合、直ちに報告を受ける緊急報告である。</p> <p>2つ目は、通常の即時報告で、加害者や被害者が明確で、いじめの疑いや、発展の可能性、その他悩みの相談、学校に対する不満に関するものについて、通常の報告として受けている。</p> <p>3つ目は、緊急報告、通常の即時報告以外のもので、内容が極めて抽象的なものや、いたずら等の通報について、月例報告として1か月分をまとめて情報提供を受けている。</p> <p>現状は、試行4校から1か月で計18件の通報を受けており、相談の内訳は、現在精査中である。この18件は、一見、いじめではないと思われる内容でも、いじめが背景にあるかも知れないという可能性も踏まえ、精査している最中である。</p>
阿部(昇)委員 高校教育課長 阿部(昇)委員	<p>この事業では、SNS等を利用して、本人や関係者から直接業者に報告や相談がいくというケースと、周囲の第三者から業者に通報がいくケースがあると考えますが、今後、想定される課題や効果に係る認識はどうか。</p> <p>まだ開始から1か月、件数も18件という通報数でもあるので、現時点では、課題を含めて、慎重に見極めている段階にある。通報のそれぞれが重要な情報であり、新しい視点からの情報なので、学校としっかり連携し、いじめ対応に積極的に活用しながら、最終的に、試行の評価として、課題を明らかにしていきたい。</p> <p>事業を開始してすぐに18件の通報があったということが重要である。もともと、いじめがあったものが、通報のしやすさから表面化したものではないか。この事業</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>高校教育課長</p>	<p>はまだ始まったばかりだが、いじめ相談の1つの手法として国が迅速に動いており、県が後から続いている状況にある。今後、平成31年度に向け、どのように対応していくのか。</p> <p>学校では、県教育委員会から情報提供を受け、事実確認を行い、校内で情報を共有しながら、注意深く見守り対応している。学校には、どんなに些細と思われる内容であっても、重大事態につながる可能性があることに鑑みて、今後も、丁寧に対応するよう依頼している。</p> <p>平成31年度に向け、試行期間が残り2か月あるが、これから冬休みに入るため、改めて相談のチャンネルが増えたことを試行各校に周知しながら、迅速な対応を継続し、いじめ問題に対する教員の感度をさらに高められるよう努めていきたい。最終的には、対応状況の蓄積や分析を踏まえて、試行の結果や課題をまとめられるよう、今後、相談状況を注視していきたい。</p> <p>1月までの試行後は、成果や課題の把握のために、速やかに教員や生徒に対するアンケート調査を予定している。事業者からは、3か月間の通報件数、曜日別のアクセス数や相談内容の分類、相談者ごとの相談回数など詳細な報告を受ける予定である。さらに、試行校の実務担当者を集めての連絡協議会を開催し、県教育委員会としての成果や課題をまとめていく。その上で、31年度に向けて、事業の拡大について検討していきたい。</p>
<p>阿部(昇)委員</p>	<p>委託業者が生徒からの情報を受け取ることになり、委託業者からの情報漏洩はあってはならない。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>委託業者の選定に当たっては、過去の実績や個人情報の取扱いを十分確認しながら選定している。</p>
<p>阿部(昇)委員</p>	<p>月山道路でチェーン装着が義務化される異例降雪時とはどのような時か。</p>
<p>交通規制課長</p>	<p>国土交通省及び警察庁で近年の大雪による交通障害の発生を受けて、大雪時の立ち往生による車両滞留や交通事故の防止を目的として規制されたものである。道路管理者である国土交通省が道路法に基づき実施するもので、大雪特別警報や大雪に関する異常天気早期警戒情報が気象庁から発表された場合に規制され、四輪駆動の車やスタッドレスタイヤを装着した車も含めて全車両が対象となる。違反した場合、6月以下の懲役、または、30万円以下の罰金が科せられる。</p>
<p>阿部(昇)委員</p>	<p>当該規制は既に施行されているということで良いか。</p>
<p>交通規制課長</p>	<p>命令等は既に公布及び施行されたが、具体的なタイヤチェーン規制区間については、近日中に公表されるものと国土交通省から聞いている。</p>
<p>阿部(昇)委員</p>	<p>タイヤチェーン規制が見込まれる場合の周知方法をどのように考えるか。</p>
<p>交通規制課長</p>	<p>規制が見込まれる場合、国土交通省からは、2、3日前に情報が公表されるため、道路情報板やラジオ放送等を活用し、広く県民に周知していきたい。</p>
<p>阿部(昇)委員</p>	<p>タイヤチェーン規制が実施された場合の警察の対応はどのように行うのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
交通規制課長	青地に白でタイヤにチェーンを巻いたような新しい標識を設置する予定である。国土交通省と警察が協力し、検問を行い、チェーン装着の有無を見極めていくことになる。
阿部(昇)委員	対象区間が予想されるところにチェーンを装着できる場所はあるのか。
交通規制課長	鶴岡市側では、鶴岡市から山形方面に行き、左側に除雪ステーションがあり、そこで装着できる。月山沢は、月山ICを降りてすぐに荒沢駐車帯があり、そこで転回すると月山沢除雪ステーションがあるため、そこで装着できる。
阿部(昇)委員	戸惑っている利用者も多いと思うので、混乱を来さないようにしてほしい。
交通規制課長	大雪のため、本来は通行止めになるところを、除雪後にチェーンを装着している車であれば通行させるという趣旨の規制である。
阿部(昇)委員	チェーン規制の解除は誰が判断するのか。また、その際の周知方法はどうか。
交通規制課長	国土交通省が警察庁と協議した上でチェーン規制を発令する。また、規制の解除も国土交通省から発表される。それを受け、警察でも周知・規制していくことになる。
伊藤委員	県内のサイバー犯罪による被害状況はどうか。
生活環境課長	全国のサイバー犯罪の被害状況は、標的型メール攻撃（情報搾取を目的とした攻撃）は、平成29年は6,027件、30年上半期は2,578件である。ランサムウェア（金銭要求を目的とした攻撃）による被害は統計がない。県内において標的型メール攻撃による被害は、これまで認知していない。また、ランサムウェアによる被害は、30年は無いが、29年は1件、28年は6件、27年は1件である。そのうち、攻撃者に制限を解除してもらうために仮想通貨を振り込んだ事例も1件あった。そのほか、県内では、インターネットやSNSを利用した詐欺や脅迫罪、児童買春・児童ポルノ法、山形県青少年健全育成条例違反等の被害を認知している。
伊藤委員	被害金額や検挙数の状況はどうか。
生活環境課長	サイバー攻撃による被害金額の統計は無い。また、県内における標的型メール攻撃やランサムウェアに係る事件の検挙実績も無い。平成30年のサイバー犯罪の検挙件数及び人員は、11月末現在で65件、人員は35人である。前年同期比12件の増加で、人員は2人減少している。主な罪種はインターネットやSNSを利用した詐欺や脅迫罪、児童買春・児童ポルノ法、偽ブランド品を販売した商標法違反等である。
伊藤委員	インターネット犯罪の防犯を図るため発足した山形県インターネット防犯連絡協議会の活動内容はどうか。
生活環境課長	同協議会は、年々悪質・増加傾向にあるサイバー犯罪に対応するため、プロバイダ事業者、学術機関、中小企業支援団体等で構成された組織である。協議会では、

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>会員相互間及び警察との緊密な連携のもと各種情報の交換や防犯意識の高揚に努め、サイバー犯罪被害及び拡大の防止、違法・有害情報の排除を図る活動をしている。具体的には、毎年総会を開催し、情報セキュリティに関する啓発活動の推進及び安全・安心なインターネット利用環境の構築、コンピューターシステムの安全対策の推進等について、情報交換や現状での問題点等について協議している。また、サイバー犯罪対策室から会員に対して、最新のサイバー犯罪の情勢について、メールマガジンの配信等を行なっている。</p>
伊藤委員	<p>県警も標的になり得るが、セキュリティ対策の状況はどうか。</p>
理事官(兼)警務課長	<p>県警が通常業務として使用している警察行政情報ネットワークは、外部のネットワークに接続していない。そのため、外部から直接サイバー攻撃を受けることはない。さらに、このネットワークのパソコンには、コンピュータウィルスを検知・駆除するソフトをインストールしており、異常の有無を常に監視している。</p>
伊藤委員	<p>サイバー犯罪の罪状は何に該当するのか。</p>
生活環境課長	<p>標的型メール攻撃やランサムウェアはコンピュータウィルスに感染させる行為ということで、不正指令電磁的記録に関する罪、いわゆるウィルス罪で捜査をすることになる。これにより業務妨害があった場合は、電子計算機損壊等業務妨害罪により捜査を行うことになる。その他は、犯行の態様に応じて不正アクセス禁止法等を適用して捜査を行うことになる。</p>
伊藤委員	<p>消費生活センターと県警との間で、情報提供等の連携により捜査に至ることもあるのか。</p>
生活環境課長	<p>消費生活センターにサイバー犯罪に関する相談があると、サイバー犯罪対策室に情報提供を行う場合がある。</p>
伊藤委員	<p>平成33年度の運用開始を目指す新庄警察署の建替えについて、同時期に新庄病院の建築や真室川町役場の新築等、大きな建物の建築が立て込み、建設作業員の確保等が心配される。現在の進捗や今後の計画についてどのように考えるか。</p>
施設装備課長	<p>新庄警察署の建替スケジュールは、平成29年度から30年度にかけて、用地の選定及び取得並びに設計を行い、31年度から建築を開始し、33年度からの運用開始を目指している。30年度は、用地の取得と設計を行なっており、計画通りに進んでいる。</p>
伊藤委員	<p>新しく建築される新庄警察署の特徴は何か。</p>
施設装備課長	<p>防災拠点機能を有しており、建築基準法で定める耐震基準よりもさらに高い耐震性を有する。</p>
伊藤委員	<p>防災拠点機能を有していることを広く住民に対して情報発信をしながら、新しい新庄警察署について周知していくことにより住民の安全安心に繋がると考える。</p>
伊藤委員	<p>建築総額の見込みはどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
施設装備課長	約25億円を見込んでいる。
伊藤委員	先日、生徒に対してセクハラをした教員が処分されたが、当該教員は、昨年と平成30年にセクハラを行なっているとのことである。発覚したのは30年の事案後であるが、この間1年のうちに県教育委員会や校長等は情報を把握していなかったのか。
管理主幹	当該事案については、被処分者が被害生徒に対して口止めを行っており、周囲が気付かなかった現状がある。
伊藤委員	例えば、年度当初に生徒へのアンケート調査を行うなど、自己申告できるような仕組みを構築していかないと、発見が遅れていくと考えるが、対応策に係る検討状況はどうか。
管理主幹	これまでも、県立学校では職員会議や打合せの中で、様々な不祥事防止の取組みを講じている。また、生徒の異変は、いじめ防止のアンケートや学校生活のアンケートの中で様々な声を拾い上げる取組みを行っているが、県教育委員会から各学校に対して、より具体的な項目について指示を出していくことも必要であると考えている。
伊藤委員	最上地区の高校再編について、各市町村長や住民は、地域から学校を無くしたくないという思いが強いため、再編計画を考えた場合、しっかり手順を踏んで地域住民に理解をしてもらうことが重要である。地域住民への説明の予定等はどうか。
高校改革推進室長	新庄市内の3校に対して、周辺3町にそれぞれ分校があるという他地区とは異なる状況がある。また、生徒数の急激な減少を背景として、ほとんどの高校で定員割れが起きている。平成22年から23年にかけて地域の有識者からなる検討委員会を立ち上げ、2校又は3校の再編を中心とした報告書が提出された。これを受け、県教育委員会では24年3月に最上地区の高校再編計画を策定した。自治体に唯一設置されている小規模校の存続に係る要望が強いこともあり、当面は6校を存続させたいと、3つの分校と本校の間にキャンパス制を導入するなどして活性化を図っている。しかし、現在最上地区全体の中学校卒業生は700人程度だが、36年には560人程度になることから、4学級程度の削減が必要になってくる。36年度の再編にあたっては、今後然るべき時期に県教育委員会としての案を示した上で、地域住民の意見を聞きながら、議論を尽くし、合意形成を図りたい。
伊藤委員	各市町村長の考えは学校再編を進めるうえで鍵となる。県教育委員会の考えを示す前に、各市町村の考えを汲み取ることも必要と考えるが、教育事務所との連携状況はどうか。
高校改革推進室長	これまでも意見交換は随時しているが、今後具体的な再編計画を議論するうえでも、意見交換は密に実施していく必要があると考える。教育事務所との連携について県立高校の再編は高校教育課が直接担当しており、今後もそのように対応していく。
佐藤(藤)委員	初雪時に月山道路の路面が凍結し、ノーマルタイヤ装着車が坂を登り切れず、渋滞を引き起こすこともあるが、この場合の罰則等はないのか。

発 言 者	発 言 要 旨
交通規制課長	<p>月山道路のチェーン規制は、国土交通省では、大雪特別警報などを対象としているため、初雪時や路面凍結時は対象外となる。しかし、このような時にノーマルタイヤで走行することは、道路交通法で定める滑り止め装着義務違反に該当し、普通自動車であれば、6,000円の反則金が課せられる。</p>
佐藤(藤)委員	<p>先日、東京都渋谷区で、ハロウィーンでの騒ぎの中で、軽トラックがひっくり返された事件があった。その際、防犯カメラを活用し、犯人の足取りを追跡したこと犯人の検挙につながったとする報道を見たが、県内の防犯カメラの設置状況はどうか。</p>
参事官(兼)生活安全企画課長	<p>東京都渋谷区の事件では、数万人の蝟集者の中から十数人の行為者を割り出して検挙に至ったとの報道がなされており、街頭防犯カメラは、防犯効果に加えて犯人検挙という観点からも有効であると再認識している。犯罪の予防等を目的に不特定多数の人が出入りできる繁華街や公園等の公共空間を撮影するために設置されている防犯カメラを街頭防犯カメラと呼んでおり、県内では、平成30年11月末現在、県警が7台、市町設置が52か所に113台設置しているほか、民間企業が多数設置していると認識しているが、これについての詳細は把握していない。</p>
佐藤(藤)委員	<p>把握していない部分もあるとのことだが、仮に犯人を探す必要が出てきた場合、活用できないということか。</p>
参事官(兼)生活安全企画課長	<p>警察と防犯カメラを設置している自治体間では、設置当初から犯罪予防に効果的な設置場所について、情報共有を図っており、事件発生時には早期の画像データ提供依頼について協力要請を行っている。また、民間企業との間では、必要に応じて、設置場所や事件発生時における画像の確保と提供依頼について協力要請を行っている。自治体設置の防犯カメラは設置場所について把握しているが、民間企業設置の防犯カメラは把握していない部分もあるため、捜査の過程で防犯カメラの場所を特定し、画像の提供を受けて確認していくことになる。</p>
佐藤(藤)委員	<p>防犯カメラで撮影した画像にもプライバシーに関わる部分があると考えますが、民間が防犯カメラを設置する場合のルール等は無いか。</p>
参事官(兼)生活安全企画課長	<p>民間が設置する防犯カメラに対する規制はない。警察に設置の相談があった際には、プライバシーへの配慮やデータの管理に対する助言はするが、基本的には、管理者の責任により設置されている。</p>
佐藤(藤)委員	<p>防犯カメラで得た画像の管理に係る規制や設置場所の把握は必要と考えるがどうか。</p>
参事官(兼)生活安全企画課長	<p>民間が設置する防犯カメラについても、プライバシーの保護やデータの管理という点から一定の指針は必要との考えから、現在、県のくらし安心課において指針を策定中である。</p>
佐藤(藤)委員	<p>先日、生徒に対しセクハラをし、処分された教員について、セクハラの兆候等を見抜くことはできなかったのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
管理主幹	当該教員のセクハラの有無について遡って確認したが、確認できたのは公表した2件である。デリケートな内容で、生徒も相談できず、学校の担任や関係する職員が気付かなかったのは反省しなければならない点と認識している。
佐藤(藤)委員	兆候は必ずあるはずで、見抜けないのは教師間の連携不足が要因ではないか。今後、事件が起きないようにしてほしい。
管理主幹	先程、SNS等を活用した相談の質問もあったが、今後、様々な手法を活用しながら生徒の声を吸い上げるよう、しっかり取り組んでいく。
佐藤(藤)委員	現在の複式学級数はどうか。
教職員課長	平成30年度は、小学校が45校で88学級、中学校が4校で4学級である。
佐藤(藤)委員	複式学級の組み方に関する規則はあるのか。
教職員課長	基本的には連続する学年で組む。しかし、例えば、3年生がいない場合は、2年生と4年生で構成する場合もある。また、1年生が入る複式学級は最大で8人まで、その他の場合は最大で16人までと決まっている。
佐藤(藤)委員	複式学級はへき地の学校という印象があるが、近年は、平場の学校でも行われている印象がある。複式学級を行わざるを得ない要因は何か。また、複式学級に対する県の評価はどうか。
教職員課長	学級編制に係る法律上、連続する2学年で16人以下の場合は1学級にするという法律があるため、小規模校には自ずと複式学級が出てくる。複式学級に対する教育的な意義として、上学年の子が下学年の面倒を見るという心が育つという側面があると考える。
佐藤(藤)委員	小学校の複式学級の推移はどうか。
教職員課長	平成29年度は、52学校で97学級あり、28年度は48学校で102学級であったことから、近年は50学校100学級前後で推移している。
佐藤(藤)委員	法律上やむを得ないのかもしれないが、子どもたちの環境を考えるために、小学校の統廃合は簡単に進めることができないものなのか。
教職員課長	統廃合は地域の考えや市町村の考えもあり、一概に統合すべきとはならないため、地域が抱える課題と現状を整理しながら検討すべきと考える。
佐藤(藤)委員	平場で複式学級を行うことが、子どもたちにどのような影響を与えるのか心配であるが、県教育委員会の考えはどうか。
義務教育課長	複式学級には長所と課題の両方があると考えている。長所は生徒一人一人に教員の目が届く点である。また、担任が他学年の授業をしている場合、もう一方の学年は、自習となり、自ら学ぶ時間が必然的に出てくるため、自ら学ぶ力が養われるものと

発 言 者	発 言 要 旨
佐藤(藤)委員	<p>考える。課題は、多様な考えに触れる機会が減ったり、人間関係が固定化する面がある。</p> <p>一長一短があるが、複式ではない学級で学ぶことが必要と考える。県教育委員会は、市町村に対して指導はしないのか。</p>
澁江教育次長	<p>国からは適正規模に関する指針が出ているが、各市町村がまちづくり、人づくりという視点で複式学級を推す考えがある場合は、それを支援していくことが県の役割と考える。複式学級の課題となる部分についての補完や統廃合の場合には、よりよい統廃合となるような助言等、各市町村の考えを支持し、支援していきたい。</p>